

資産評価企画官情報 資産課税課情報	第2号 第17号	平成23年10月17日	国税庁課税部 資産評価企画官 資産課税課
----------------------	-------------	-------------	----------------------------

**「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に規定する
特定土地等及び特定株式等の評価について」通達の趣旨について（情報）**

平成23年10月13日付課評2-25ほか2課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に規定する特定土地等及び特定株式等の評価について」（法令解釈通達）により、特定土地等及び特定株式等の評価についての取扱いを定めたところであるが、その趣旨について別紙のとおり取りまとめたので、参考のため送付する。

省略用語

この情報において使用した次の省略用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりである。

震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）
震災特例法施行令	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成 23 年政令第 112 号）
災害減免法	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）
震災	震災特例法第 2 条（（定義））第 1 項に規定する東日本大震災
通達	平成 23 年 10 月 13 日付課評 2 - 25 ほか 2 課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に規定する特定土地等及び特定株式等の評価について」（法令解釈通達）
評価通達（評基通）	昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56、直審（資）17「財産評価基本通達」（法令解釈通達）
指定地域	震災特例法第 34 条（（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例））第 1 項に規定する指定地域
特定土地等	震災特例法第 34 条第 1 項に規定する特定土地等
特定株式等	震災特例法第 34 条第 1 項に規定する特定株式等
評価対象法人	評価しようとする株式の発行法人又は出資に係る出資のされている法人
動産等	震災特例法施行令第 27 条（（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例等））第 1 項に規定する動産等
課税時期	相続、遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）若しくは贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により財産を取得した日又は相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日
直前期末	課税時期の直前に終了した事業年度の末日

目 次

	ページ
1 特定土地等の震災の発生直後の価額……………	1
2 特定株式等の判定……………	3
3 特定株式等の震災の発生直後の価額……………	4
4 特定株式等の特定の評価会社の株式等の判定……………	10
(参考)	
別添 1 特定株式等を評価する場合の 「取引相場のない株式(出資)の評価明細書」の作成手順……………	11
別添 2 特定株式等の具体的な評価方法等……………	12

(特定土地等の震災の発生直後の価額)

- 2 特定土地等の震災の発生直後の価額については、震災特例法施行令第 27 条第 3 項第 1 号の規定により、特定土地等の課税時期における現況が震災の発生直後も継続していたものとみなして当該特定土地等を評価した価額となるのであるから留意する。
したがって、特定土地等について、課税時期から震災の発生直後までの間に区画形質、権利関係等の変更があった場合でも、これらの事由は考慮しないことに留意する。

《説明》

- 1 平成 23 年 3 月 11 日以後に相続税の申告期限の到来する者が、平成 23 年 3 月 10 日以前に相続又は遺贈により取得した特定土地等で平成 23 年 3 月 11 日において所有していたものの相続税の課税価格に算入すべき価額は、震災特例法により、その相続時の時価によらず、「東日本大震災の発生直後の価額として政令で定めるものの金額」（以下「震災の発生直後の価額（震災後を基準とした価額）」という。）によることができることとされた（震災特例法 34①）。

また、平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 10 日までの間に贈与により取得した特定土地等で、平成 23 年 3 月 11 日において所有していたものの贈与税の課税価格に算入すべき価額も同様とされた（震災特例法 35①）。

なお、震災特例法における「震災の発生直後の価額（震災後を基準とした価額）」とは、被災後において最も状況が悪化し、最低となった価額である。

- 2 この震災の発生直後の価額（震災後を基準とした価額）は、震災特例法施行令第 27 条第 3 項第 1 号の規定により、特定土地等の課税時期における現況が震災の発生直後も継続していたものとみなして当該特定土地等を評価した価額とされていることから、特定土地等の評価の基準となる地目や評価単位、借地権等の権利関係、土地の形状などについては、課税時期の現況によることとなる。したがって、相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」という。）によりその特定土地等を取得した時（課税時期）から震災の発生直後までの間に区画形質の変更や権利関係等の変更があった場合でも、これらの事由は考慮しないことになる。

本通達ではこのことを留意的に明らかにした。

(参考 1) 震災の発生直後の価額（震災後を基準とした価額）の算定

特定土地等の「震災の発生直後の価額（震災後を基準とした価額）」については、相続税等の申告の便宜及び課税の公平等の観点から、原則として、震災による地価下落を反映した「調整率」を指定地域内の一定の地域ごとに定め、平成 23 年分の路線価及び評価倍率（以下「路線価等」という。）（評価時点：平成 23 年 1 月 1 日）にこの調整率を乗じて計算することができることとしている。

(参考 2) 災害減免法第 6 条（(相続税又は贈与税の計算)）との関係

震災特例法は、震災に基因するいわば経済的な損失による評価損に配慮した特例で

あり、震災により発生したいわば物理的な損失を対象として減免措置が講じられている災害減免法とは性格が異なるとされている。したがって、特定土地等については、その損失の内容に応じて、震災特例法による特例と災害減免法第6条の減免措置の両方が適用される場合もあることに留意する必要がある。

これらの具体的な適用関係について、災害減免法の適用対象となる土地等の物理的な損失は、土地そのものの形状が変わったことに伴う損失をいうものと解することが相当であり、それ以外の損失は経済的な損失として震災特例法の適用対象となる。

なお、土地等の物理的な損失と経済的な損失の内容を東日本大震災における主な被害の態様ごとに整理すると次表のとおりとなる。

災害減免法	震災特例法
<p>物理的な損失</p> <p>→ 土地そのものの形状が変わったことに伴う損失</p> <p>（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地割れ、亀裂 ・ 陥没 ・ 隆起 ・ 海没 	<p>経済的な損失</p> <p>→ 左記以外の損失（地価下落）</p> <p>（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 街路の破損 ・ 鉄道交通の支障 ・ ライフラインの停止 ・ 周囲の建物の倒壊 ・ がれきの堆積 ・ 塩害

また、同一の土地等について震災特例法と災害減免法第6条の両方の適用がある場合には、震災特例法を適用して路線価等に調整率を乗じたものを基に計算した価額から災害減免法第6条を適用して「被害を受けた部分の価額」を控除した額を課税価格に算入すべき価額とすることとなる。

＜＜計算例＞＞

（前提）

正面路線価 100,000 円

調整率 0.80

奥行価格補正率 1.0

面積 150 m²

被害を受けた部分の価額（物理的な損失） 4,000,000 円（原状回復費用 5,000,000 円×0.8）

（計算）

① 調整率を乗じた後の路線価の計算

（路線価） （調整率）

100,000 円 × 0.80 = 80,000 円 ……①

② 震災特例法を適用した土地等の価額の計算

（①の価額） （奥行価格補正率） （面積）

80,000 円 × 1.0 × 150 m² = 12,000,000 円 ……②

③ 災害減免法第6条を適用した課税価格に算入すべき価額の計算

（②の価額） （被害を受けた部分の価額） （課税価格に算入すべき価額）

12,000,000 円 - 4,000,000 円 = 8,000,000 円

(特定株式等の判定)

- 3 評価対象法人の株式又は出資が特定株式等に該当するかどうかは、震災特例法施行令第 27 条第 1 項の規定により、評価対象法人が課税時期に保有していた資産の価額の合計額のうちを占める指定地域内にあった動産等の価額の合計額の割合が 10 分の 3 以上であるかどうかにより判定するのであるが、この場合に当該動産等の価額の合計額の割合が 10 分の 3 以上であるかどうかは、評価対象法人の保有していた各資産を、課税時期において評価通達の定めるところにより評価した価額に基づき判定するのであるから留意する。

《説明》

- 1 平成 23 年 3 月 11 日以後に相続税の申告期限の到来する者が、平成 23 年 3 月 10 日以前に相続又は遺贈により取得した特定株式等で平成 23 年 3 月 11 日において所有していたものの相続税の課税価格に算入すべき価額は、震災特例法により、その相続時の時価によらず、「震災の発生直後の価額（震災後を基準とした価額）」によることができることとされた（震災特例法 34①）。

また、平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 10 日までの間に贈与により取得した特定株式等で、平成 23 年 3 月 11 日において所有していたものの贈与税の課税価格に算入すべき価額も同様とされた（震災特例法 35①）。

- 2 相続等により取得した株式及び出資（以下「株式等」という。）が特定株式等に該当するかどうかについては、震災特例法施行令第 27 条第 1 項の規定により、評価対象法人が課税時期に保有していた資産の価額の合計額のうちを占める指定地域内にあった動産等の価額の合計額の割合が 10 分の 3 以上であるかどうかにより判定することとされている。

この判定に当たり、動産等の価額が 10 分の 3 以上であるかどうかは、評価対象法人が課税時期に保有していた各資産を、「震災の発生直後の価額（震災後を基準とした価額）」ではなく、課税時期において評価通達の定めるところにより評価した価額に基づいて判定することを留意的に明らかにした。

（注）この判定に当たっては、評価対象法人が課税時期に保有していた指定地域内にあった動産等の価額のうち、平成 23 年 3 月 11 日に保有していないもの（震災前に譲渡したもの）の価額も、「指定地域内にあった動産等の価額」に含まれることに留意する必要がある。

(参考) 特定株式等の判定方法

次の算式により求めた割合が 10 分の 3 以上であれば、「特定株式等」に該当する。

(算式)

課税時期において評価対象法人が保有していた指定地域内にあった動産等の課税時期における相続税評価額（平成 23 年 3 月 11 日の保有の有無は問わない）

課税時期において評価対象法人が保有していた全ての資産の課税時期における相続税評価額

(特定株式等の震災の発生直後の価額)

4 震災特例法施行令第 27 条第 3 項第 2 号に定める金額は、評価通達の定めによって評価した 1 株当たりの特定株式等の価額にその特定株式等の数を乗じて計算した額による。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 評価通達 180((類似業種比準価額))に定める類似業種比準価額によって評価する場合

評価通達 183((評価会社の 1 株当たりの配当金額等の計算))に定める評価会社の「1 株当たりの配当金額」、「1 株当たりの利益金額」及び「1 株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」を次に掲げるところにより計算した金額によって評価した 1 株当たりの特定株式等の価額

イ 「1 株当たりの配当金額」

次のロにより計算した「1 株当たりの利益金額」に次に掲げる割合を乗じて計算した金額

評価通達 183(1)に定めるところにより計算した直前期末以前 2 年間の評価対象法人の剰余金の配当金額の合計額

評価通達 183(2)に定めるところにより計算した直前期末以前 2 年間の評価対象法人の法人税の課税所得金額を基として計算した利益金額の合計額

ロ 「1 株当たりの利益金額」

評価通達 183(2)に定めるところにより計算した「1 株当たりの利益金額」と震災の発生直後の状況に基づいて合理的に見積もった震災の発生日を含む事業年度の所得金額を基として計算した利益金額の見積額(以下「見積利益金額」という。)を直前期末における発行済株式数(1 株当たりの資本金等の額が 50 円以外の金額である場合には、直前期末における資本金等の額を 50 円で除して計算した数によるものとする。以下同じ。)で除して計算した金額との合計額(その金額が負数のときは 0 とする。)の 2 分の 1 に相当する金額

ハ 「1 株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」

評価通達 183(3)に定める「1 株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」。

ただし、上記ロの見積利益金額が欠損となる場合には、次に掲げる金額の合計額を直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とする。

(イ) 評価通達 183(3)に定める直前期末における資本金等の額

(ロ) 評価通達 183(3)に定める法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条((定義))第 18 号に規定する利益積立金額に相当する金額(法人税申告書別表五(一)「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」の差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額

(ハ) 上記ロに定める見積利益金額

(注) 上記(イ)から(ハ)の合計額が負数となる場合には、その金額を 0 とするのであるから留意する。

(2) 評価通達 185 ((純資産価額)) に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」によって評価する場合

課税時期における各資産を評価通達の定めるところにより評価した価額の合計額を、課税時期において指定地域内にあった動産等(評価対象法人が平成23年3月11日において保有していたものに限る。)の状況が震災の発生直後の現況にあったものとみなして、震災の発生直後におけるその動産等の価額として評価した各資産の価額の合計額として評価した1株当たりの特定株式等の価額

(注) 評価対象法人が課税時期前3年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利並びに家屋及びその附属設備又は構築物の価額についても、震災の発生直後におけるこれらの資産の価額として評価するのであるから留意する。

(3) 評価通達 188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の定めによって評価する場合

評価通達 188-2 に定める評価会社の「その株式に係る年配当金額」を上記(1)イにより計算した金額(ただし、その金額が2円50銭未満のものにあつては2円50銭とする。)によって評価した1株当たりの特定株式等の価額

《説明》

1 平成23年3月11日以後に相続税の申告期限の到来する者が、平成23年3月10日以前に相続又は遺贈により取得した特定株式等で平成23年3月11日において所有していたものの相続税の課税価格に算入すべき価額は、震災特例法により、その相続時の時価によらず、「震災の発生直後の価額(震災後を基準とした価額)」によることができることとされた(震災特例法34①)。

また、平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与により取得した特定株式等で、平成23年3月11日において所有していたものの贈与税の課税価格に算入すべき価額も同様とされた(震災特例法35①)。

2 この特定株式等の「震災の発生直後の価額(震災後を基準とした価額)」については、特定株式等を相続等により取得した時において評価対象法人が保有していた指定地域内の動産等(その評価対象法人が平成23年3月11日において保有していたものに限る。)のその特定株式等を相続等により取得した時の状況が、震災の発生直後の現況にあったものとみなして、課税時期における価額として評価した額に相当する金額とされている(震災特例法施行令27③二)。

すなわち、評価対象法人が課税時期において保有していた指定地域内の動産等のうち震災の発生日において保有していたものが、課税時期において既に震災による損害を被った状態で存していたものとして評価し直した額を、課税時期における価額とすることとなる。そこで、特定株式等の価額の算定に当たっては、まず、類似業種比準方式及び純資産価額方式の計算方法を示す必要があり、その計算方法は、次のとおりとなる。

3 類似業種比準方式は、事業内容が類似する複数の上場会社の株価(類似業種の株価)に直前期末以前1年間又は2年間における評価会社の「1株当たりの配当金額」及び「1

株当たりの利益金額」並びに直前期末における評価会社の「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」と類似業種について上記に準じて計算したそれぞれの金額との比準割合を乗じて、その70%（又は60%、50%）相当額によって評価する方式である。したがって、特定株式等を類似業種比準方式によって評価する場合には、震災の発生日を含む事業年度の1株当たりの配当金額等の評価要素を取り込むことができない。

しかしながら、特定株式等については、その評価方式の差異をもって震災特例法の適用の有無が区分されていないことを踏まえれば、評価対象法人が平成23年3月11日まで保有していた指定地域内の動産等の課税時期の状況が、震災の発生直後の現況にあったものとみなして評価するという意味については、課税時期にその動産等が震災の発生直後の現況にあったものとしたならば、課税時期を含む評価対象法人の事業年度における1株当たりの配当金額、利益金額及び（簿価）純資産価額についても震災の影響を受けることとなるため、これを加味して評価し直すのが相当であると解される。

そこで、類似業種比準方式により評価する場合の特定株式等の「震災の発生直後の価額（震災後を基準とした価額）」については、まず、「1株当たりの利益金額」について震災の発生直後の状況に基づいて合理的に見積もった震災の発生日を含む事業年度の所得金額を基として計算した利益金額の見積額（以下「見積利益金額」という。）を用いて所要の調整を行い、次に、調整後の1株当たりの利益金額を基に「1株当たりの配当金額」及び「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」について調整することとした。具体的には、次に掲げるところにより計算した金額によって評価した1株当たりの特定株式等の価額にその特定株式等の数を乗じて計算することを明らかにした。

イ 「1株当たりの配当金額」

「1株当たりの配当金額」については、震災の影響を考慮し計算されるロ「1株当たりの利益金額」に、その評価対象法人の直前期末以前2年間の平均配当率を乗じて求めることとした。なお、平均配当率は次の算式のとおりである。

評価通達 183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))(1)に定めるところにより計算した直前期末以前2年間の評価対象法人の剰余金の配当金額の合計額

評価通達 183(2)に定めるところにより計算した直前期末以前2年間の評価対象法人の法人税の課税所得金額を基として計算した利益金額の合計額

ロ 「1株当たりの利益金額」

「1株当たりの利益金額」については、震災の発生日を含む事業年度の所得金額の影響を加味する方法として、評価通達 183(2)に定めるところにより計算した「1株当たりの利益金額」と1株当たりの見積利益金額の合計額（その金額が負数のときは0とする。）の2分の1に相当する金額とした。

ハ 「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」

「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」については、評価通達183(3)に定める「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」によるのであるが、通達4の(1)のロにより計算される見積利益金額（確定決算によるものを含む）が欠損となる場合には、直前期末における資本金等の額及び利益積立金額の合計額からその見積利益金額（欠損額の絶対値）を控除することによる調整を行うことができることとした。

（参考1）見積利益金額の算定に当たっての留意点

評価対象法人が課税時期において震災の発生日を含む事業年度の決算を了していないことから、通達4の(1)のロでは、その事業年度における所得金額について「震災の発生直後の状況に基づいて合理的に見積もった震災の発生日を含む事業年度の所得金額」と定めているが、評価対象法人が震災特例法第36条（相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例）の規定により延長された相続税等の申告期限（最も早い場合で平成24年1月11日）までに決算を了しているとき（具体的には、事業年度末が平成23年3月末から10月末までであるとき）には、その実績によることを予定しているものである。したがって、評価対象法人が法人税の申告期限の延長等により、震災特例法第36条の規定により延長された相続税の申告期限までに決算を了していないときには、震災の発生直後の状況に基づいて合理的に見積もった震災の発生日を含む事業年度の所得金額によることとなる。

4 純資産価額方式は課税時期において評価対象法人が保有していた各資産の価額を課税時期の相続税評価額に置き換えて評価する方式である。

そこで、通達4の(2)において、評価通達185（純資産価額）に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」によって評価する場合における特定株式等の価額は、「課税時期における各資産を評価通達の定めるところにより評価した価額の合計額」を「課税時期において指定地域内にあった動産等（評価対象法人が平成23年3月11日において保有していたものに限る。）の状況が震災の発生直後の現況にあったものとみなして、震災の発生直後におけるその動産等の価額として評価した各資産の価額の合計額」に置き換えて評価した1株当たりの特定株式等の価額とすることを明らかにした。

総資産（相続税評価額ベース）

(科目)	(相続税評価額)	(科目)	(相続税評価額)
金銭・有価証券	—	金銭・有価証券	—
土地等	指定地域内	土地等	指定地域内
	指定地域外		
家屋等	指定地域内	家屋等	
	指定地域外		
他の動産等	指定地域内	他の動産等	
	指定地域外		

なお、評価通達 185 かつこ書は、評価会社が課税時期前 3 年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）並びに家屋及びその附属設備又は構築物（以下「家屋等」という。）の価額について、課税時期における通常取引価額に相当する金額（一定の場合には、帳簿価額）によって評価することを定めているが、これは、純資産価額の計算において、評価対象法人が所有する土地等の「時価」を算定する場合に、個人が所有する土地等の評価を行うことを念頭においた路線価等によって評価替えすることが唯一の方法であるとは限らないものと考えられ、適正な株式等の評価の見地からはむしろ通常取引価額によって評価すべきものであるとも考えられること、また、課税時期の直前に取得（新築）し、「時価」が明らかな土地等や家屋等についても路線価等によって評価替えすることは、「時価」の算定上、適切ではないと考えられることによるものである。そして、その土地等や家屋等の帳簿価額が課税時期における「通常取引価額」に相当すると認められるときには、帳簿価額に相当する金額によって評価できることとしている。

しかし、震災の発生により状況が一変したことを考慮すれば、震災前に取得した土地等及び家屋等の帳簿価額が「通常取引価額」に相当すると認められるとはいえず、また、「通常取引価額」を別途算定することも困難であると考えられるため、通達 4 の(2)の(注)において、これらの価額についても、評価通達 185 のかつこ書を適用せず、震災の発生直後における資産の価額として評価することを明らかにした。

(参考 2) 特定株式等を純資産価額方式で評価する場合における土地等の評価方法

震災特例法施行令の規定によれば、特定株式等を純資産価額方式で評価する場合における評価対象法人が保有していた指定地域内の土地等^{※1}を評価する場合と相続人等が相続等により取得した特定土地等^{※1}を評価する場合とでは、評価単位や震災による物理的な損失の取扱いなどが異なるので留意する。両者の具体的な異同は次表のとおりである。

(表) 特定株式等と特定土地等との評価における土地等の評価方法の異同

	特定株式等を純資産価額方式で評価する場合における評価対象法人が保有していた指定地域内の土地等 ^{※1} の評価	特定土地等 ^{※1} の評価
評価単位	震災発生直後の状況（震災後）	課税時期の現況（震災前）
権利関係	震災発生直後の状況（震災後）	課税時期の現況（震災前）
課税時期から震災までの区画形質の変更	変更後（震災発生直後）の状況により評価	考慮しないで評価
路線価等	23 年分路線価等×調整率	23 年分路線価等×調整率
震災による物理的な損失	土地等の評価で個別に減額 ^{※2}	災害減免法第 6 条により減額

※1 平成 23 年 3 月 11 日に保有していたものに限る。

※2 震災により、地割れ等が生じたことによって、土地そのものの形状が変わったことに伴う損失（物理的な損失）が生じている土地等については、その土地等の個々の被害状況などに即して個別に評価することになる。具体的な評価方法としては、通常、そのような宅地は、一定の費用を投下することで震災前の状態に復帰するため、震災による物理的な損

失がないものとした場合の土地等の価額から原状回復費用相当額（①原状回復費用の見積額の100分の80に相当する金額、又は②市街地農地等を宅地に転用する場合において通常必要とされる宅地造成費相当額から算定した金額）を控除する方法が考えられる。

（参考3）評価対象法人が保有する取引相場のない株式の評価方法

評価対象法人が保有する株式等については震災特例法施行令第27条第1項に規定する動産等には該当しない（動産等から有価証券は除外されている）ため、特定株式等を純資産価額方式で評価する場合における評価対象法人が保有する取引相場のない株式の相続税評価額は「震災の発生直後の価額（震災後を基準とした価額）」によることができないことに留意する。

- 5 特定株式等を配当還元方式によって評価する場合にあつては、評価通達188-2（同族株主以外の株主等が取得した株式の評価）に定める評価会社の「その株式に係る年配当金額」を上記3のイの「1株当たりの配当金額」（その金額が2円50銭未満の場合には、2円50銭とする。）により計算した金額によって評価することとした。

なお、この方法によって評価した配当還元価額が上記3及び4による原則的評価方式で評価するものとして計算した金額を超える場合には、評価通達188-2ただし書のとおり、その原則的評価方式により計算した金額によって評価することとなる。

（参考4）特定株式等を評価する場合の評価明細書の記載要領等

特定株式等を「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」を使用して評価する場合の記載要領等は別添のとおりである。

(特定株式等の特定の評価会社の株式等の判定)

- 5 特定株式等が評価通達 189((特定の評価会社の株式))の(1)から(6)に定めるいずれの株式又は出資に該当するかどうかは、課税時期における当該特定株式等に係る評価対象法人の現況により判定するのであるから留意する。

《説明》

特定株式等が評価通達 189((特定の評価会社の株式))の(1)から(6)のいずれの株式に該当するかどうかの判定については、課税時期における当該特定株式等に係る評価対象法人の現況によることを留意的に明らかにしたものである。

(参考) 特定の評価会社の株式等に該当するかどうかの具体的な判定方法

特定株式等が評価通達 189の(1)から(6)に定める特定の評価会社の株式等のいずれに該当するかの具体的な判定方法は次のとおりである。

(1) 「比準要素数1の会社」及び「開業後3年未満の会社等の株式」の判定方法

特定株式等が評価通達 189(1)に定める「比準要素数1の会社」や同項(4)に定める「開業後3年未満の会社等の株式」に該当するかどうかは、通達4の(1)の定めによる特定株式等の震災の影響を加味した比準要素で判定するのではなく、評価通達 183(1)、(2)及び(3)の定めによる課税時期の直前期又は直前々期を基準とした「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」のそれぞれの金額により判定する。

(2) 「株式保有特定会社の株式」の判定方法

評価通達 189(2)に定める「株式保有特定会社の株式」に該当するかどうかは、課税時期において評価対象法人が保有していた資産を評価通達に定めるところにより評価した価額に占める、同様に評価した「株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)」の割合が、課税時期における会社規模ごとに定められたそれぞれの割合に該当するかどうかにより判定する。

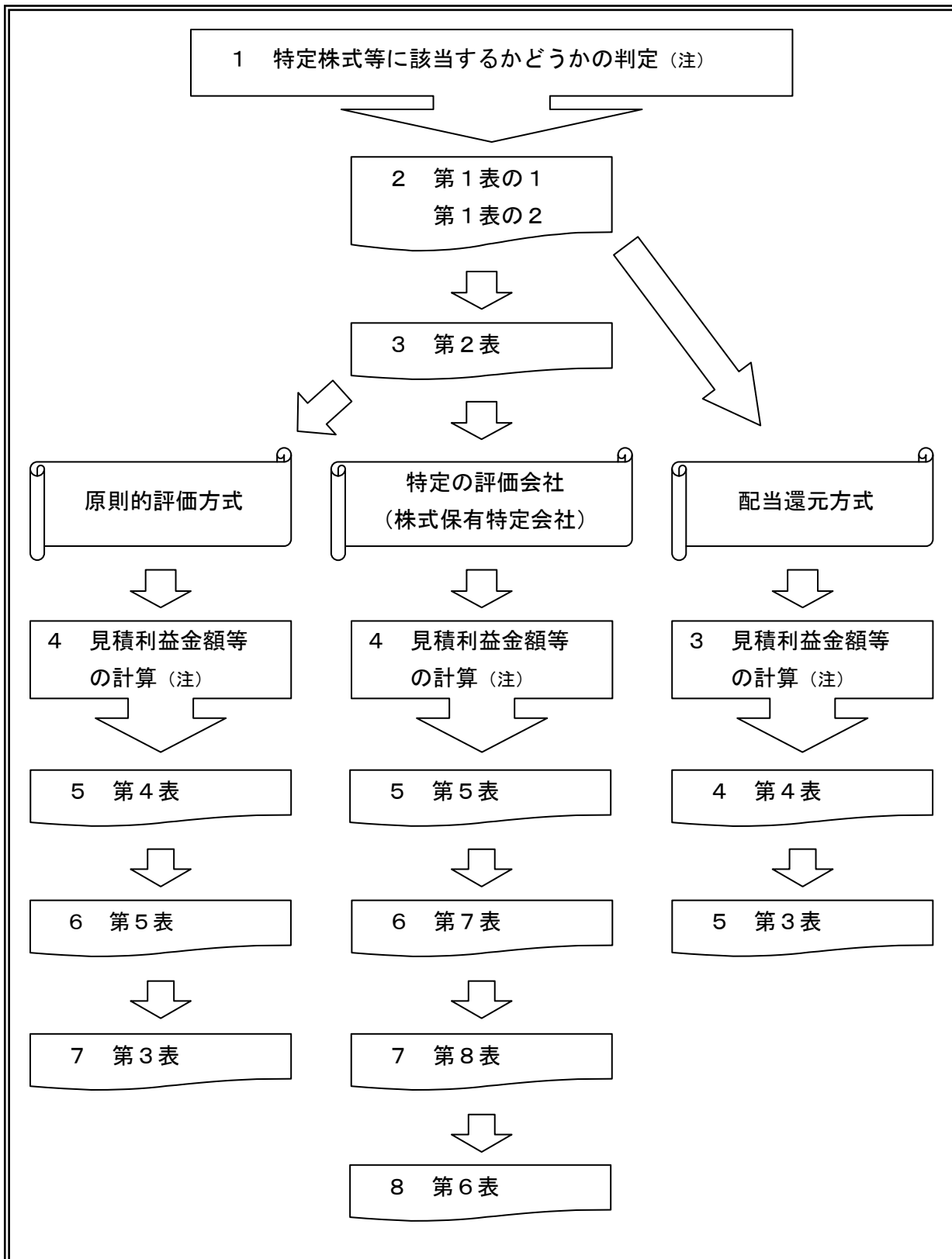
(3) 「土地保有特定会社の株式」の判定方法

評価通達 189(3)に定める「土地保有特定会社の株式」に該当するかどうかは、課税時期において評価対象法人が保有していた資産を評価通達に定めるところにより評価した価額に占める、同様に評価した「土地等の価額の合計額」の割合(「土地保有割合」)が、課税時期における会社規模ごとに定められたそれぞれの割合に該当するかどうかにより判定する。

(4) 「開業前又は休業中の会社の株式」及び「清算中の会社の株式」の判定方法

評価通達 189(5)に定める「開業前又は休業中の会社の株式」及び同項(6)に定める「清算中の会社の株式」に該当するかどうかは、課税時期における評価対象法人の現況により判定する。

**【参考】 特定株式等を評価する場合の
「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」の作成手順**



(注) の計算等については、「特定株式等の判定及び比準要素等の金額の計算等の明細書」により計算して差し支えありません。

[参考] 特定株式等の具体的な評価方法等

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」（以下「震災特例法」といいます。）第34条及び第35条に規定する特定株式等に該当するかどうかの判定は、別紙様式「特定株式等の判定及び比準要素等の金額の計算等の明細書」（以下「特定株式等明細書」といいます。）の「1. 特定株式等の判定」欄により判定します。

また、「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」の各表については、次のように記載します。

なお、課税時期により使用する「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」の様式が異なりますのでご注意ください。

課税時期が平成22年1月1日から平成22年9月30日まで・・・平成20年1月1日以降用

課税時期が平成22年10月1日から平成23年3月10日まで・・・平成22年10月1日以降用

(注) 1 「特定株式等」とは、課税時期において指定地域内にあった動産等の価額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等（上場株式等を除きます。）（平成23年3月11日において所有していたものに限り）をいいます。

2 「指定地域」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県全域、並びに、埼玉県加須市（旧北川辺町及び旧大利根町の区域に限り）、埼玉県久喜市、新潟県十日町市、新潟県中魚沼郡津南町及び長野県下水内郡栄村をいいます。

3 「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木をいいます。

4 「評価対象法人」とは、評価しようとする株式の発行法人又は出資に係る出資のされている法人をいいます。

5 「直後価額」とは、評価対象法人が平成23年3月11日において保有していた指定地域内の動産等について、その課税時期の状況が、東日本大震災（以下「震災」といいます。）の発生直後の現況にあったものとみなして評価した額に相当する金額をいいます。

6 「株式等」とは、株式及び出資をいいます。

7 「土地等」とは、土地及び土地の上に存する権利をいいます。

1 第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

(1) 「1. 株主及び評価方式の判定」の「判定要素（課税時期現在の株式等の所有状況）」の各欄は、課税時期現在のものを記載します。したがって、課税時期後、震災の発生日までの間に株主の変更等があった場合には、その変更前のものを記載します。

(2) 「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」の「⊖ 役員」欄は、納税義務者が課税時期において評価対象法人の役員である場合及び課税時期の翌日から法定申告期限（震災特例法第36条の規定による申告期限の延長がなかったとした場合の相続税法（昭和25年法律第73号）第27条から第29条までの規定による申告書の提出期限）までに役員となった場合に「である」とし、その他の者については「でない」として判定します。

2 第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）

第1表の2の判定は、震災発生直後の状況ではなく、課税時期の直前期末及び直前期末以前1年間の状況により行います。

3 第2表 特定の評価会社の判定の明細書

「2. 株式保有特定会社」及び「3. 土地保有特定会社」の「総資産価額」の各欄は、特定株式等明細書の「E」欄の金額を記載します。また、「土地等の価額の合計額」欄の⑤の金額は特定株式等明細書の「F」欄の金額を記載します。なお、「株式及び出資の価額の合計額」欄の②の金額は、第5表の④の金額を記載することに留意してください。

4 第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

見積利益金額を求めることができる場合は、「2. 配当還元方式による価額」の「1株(50円)当たりの年配当金額」欄の⑱の金額を、第4表の「㊸」欄の金額とすることができます。この場合、同欄の年平均配当金額(⑳)の金額及び㉑の株式数は記載しません(見積利益金額については、「特定株式等明細書」の書き方を参照してください。)

5 第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

(1) 「2. 比準要素等の金額の計算」の各欄は、次により記載します。

- ① 「1株(50円)当たりの年配当金額」の「㊸」欄は、特定株式等明細書の「I」欄の金額を記載します。
- ② 「1株(50円)当たりの年利益金額」の「㊹」欄は、特定株式等明細書の「H」欄の金額を記載します。
- ③ 「1株(50円)当たりの純資産価額」の「㊺」欄は、特定株式等明細書の「J」欄の金額を記載します。

(2) 「3. 類似業種比準価額の計算」の「比準価額の修正」の各欄は、課税時期の直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力等が発生した場合に記載します(課税時期から震災の発生日までの間に発生した配当金交付の効力等については、考慮する必要はありません。)

6 第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書

「1. 資産及び負債の金額(課税時期現在)」の各欄は、課税時期における評価対象法人の各資産及び各負債について、次により記載します。

(1) 「資産の部」の「相続税評価額」欄

- ① 指定地域内にあった動産等で平成23年3月11日において保有していたもの直後価額を記載します。

(注) 指定地域内にあった課税時期前3年以内に取得又は新築した土地等並びに家屋及びその附属設備又は構築物のうち、平成23年3月11日において保有していたものについては、課税時期における通常取引価額に相当する金額ではなく、直後価額を記載します。

② ①以外のもの

課税時期の相続税評価額を記載します。

③ 「土地等の価額の合計額」欄は記載しません。

(2) 「資産の部」の「帳簿価額」欄には、「資産の部」の「相続税評価額」欄に評価額が記載された各資産について、課税時期における税務計算上の帳簿価額を記載します。

7 第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

見積利益金額を求めることができる場合は、「2. 配当還元方式による価額」の「1株(50円)

当たりの年配当金額」欄の⑳の金額を、第4表の「㊸」欄の金額とすることができます。この場合、同欄の年平均配当金額（㉑）の金額及び㉒の株式数は記載しません。

8 第7表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書

「1. S₁の金額（類似業種比準価額の修正計算）」の「㉓-㉔の金額」欄のうち、「利益積立金額」欄の㉓の金額は、特定株式等明細書の㉕の金額から特定株式等明細書の㉖の金額を控除した金額（㉕-㉖）を記載します。

- (注) 1 特定株式等明細書の㉖の金額が負数の場合は、㉖の金額はその負数の絶対値とします。
2 特定株式等明細書の㉖の金額が正の場合又は0の場合は、㉖の金額は0とします。

特定株式等の判定及び比準要素等の金額の計算等の明細書

会社名

保有資産の課税時期の相続税評価額									
1 特 定 株 式 等 の 判 定	指定地域内の動産等					左記以外の資産			
	科目	相続税評価額				科目	相続税評価額		
		円					円		
		計	A 円				計	B 円	
	保有資産の価額の合計額 (A + B)		C 円						
	課税時期における保有資産のうち指定地域内の動産等の割合 (A ÷ C) × 100								D %
	判定	Dの割合が30%以上						である (該当)	でない (非該当)
2. 保有資産及び土地等の価額の合計額		保有資産の価額の合計額			土地等の価額の合計額				
		E 千円			F 千円				
3	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (第4表の⑤の株式数)		① 株						
特 定 株 式 等 の 比 準 要 素 等 の 金 額 の 計 算	震災発生日を含む事業年度の見積利益金額							1株(50円)当たりの見積利益金額	
	事業年度	法人税の課税所得金額	非経常的な利益金額	受取配当等の益金不算入額	左の所得税額	損金算入した繰越欠損金の控除額	見積利益金額 (②-③+④-⑤+⑥)	〔 ⑦ / ① 〕の金額	
	震災発生日を含む事業年度	② 千円	③ 千円	④ 千円	⑤ 千円	⑥ 千円	⑦ 千円	G 円	
	直前期末以前2年間の利益金額							1株(50円)当たりの利益金額	
	事業年度	差引利益金額 (第4表の⑧の金額)	事業年度	差引利益金額 (第4表の⑨の金額)	直前期末以前1年間の1株当たりの利益金額 [⑩ / ① 又は (⑧+⑨) / 2]			〔 ⑩ + G / 2 〕の金額	
	直前期	⑧ 千円	直前々期	⑨ 千円	⑩ 円			H 円	
	直前期末以前2年間の平均配当率							1株(50円)当たりの配当金額	
	事業年度	差引経常的な年配当金額 (第4表の⑪の金額)	事業年度	差引経常的な年配当金額 (第4表の⑫の金額)	平均配当率 [(⑪ + ⑫) / ⑬]			〔 H × ⑬ 〕の金額	
	直前期	⑪ 千円	直前々期	⑫ 千円	⑬			I 円 銭	
	直前期末の純資産価額							1株(50円)当たりの純資産価額	
事業年度	資本金等の額 (第4表の⑭の「直前期」欄の金額)	利益積立金額 (第4表の⑮の「直前期」欄の金額)		純資産価額 (第4表の⑯の「直前期」欄の金額)			⑰が正数又は0の場合 [⑰ / ①] の金額 ⑱が負数の場合 [(⑰+⑱-⑲) / ①] の金額 ※⑲の絶対値		
直前期	⑭ 千円	⑮ 千円		⑯ 千円			J 円		

書 き 方

1 この明細書は、評価対象法人の株式等（上場株式等を除きます。）について震災特例法の適用を受ける場合に、特定株式等に該当するかどうかの判定と、特定株式等を類似業種比準価額によって評価する場合の比準要素等の金額の計算等を行うために使用します。

なお、この明細書の各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載します（「直前期末以前2年間の平均配当率」の平均配当率は、小数点以下2位未満を切り捨てて記載します。）。

2 「1. 特定株式等の判定」の「指定地域内の動産等」欄及び「左記以外の資産」欄のうち、「相続税評価額」欄は、課税時期における評価対象法人の各資産について、その課税時期の相続税評価額を記載します。

(注) この明細書における指定地域内の動産等は、課税時期における指定地域内の動産等（平成23年3月11日において保有している必要はありません。）であることに留意してください。

3 「2. 保有資産及び土地等の価額の合計額」の各欄は次により記載します。

(1) 「保有資産の価額の合計額」の「E」欄は、評価対象法人が保有していた資産の課税時期の相続税評価額の合計額を記載します。

(2) 「土地等の価額の合計額」の「F」欄は、評価対象法人が保有していた（又は保有しているとみなされた）土地等の課税時期の相続税評価額の合計額を記載します。

4 「3. 特定株式等の比準要素等の金額の計算」の各欄は、次により記載します。

(1) 「1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数」欄は、「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」（以下「評価明細書」といいます。）第4表の⑤の株式数を記載します。

(2) 「1株（50円）当たりの見積利益金額」の「震災発生日を含む事業年度の見積利益金額」欄は、震災発生直後の状況に基づいて合理的に見積もった震災の発生日を含む事業年度（以下「被災事業年度」といいます。）の所得金額を基にして計算した利益金額の見積額（以下「見積利益金額」といいます。）を課税時期の直前期末等の利益金額の計算に準じて記載します。

(3) 「1株（50円）当たりの見積利益金額」の「G」欄は、⑦の金額を①の株式数で除した金額を記載します。

(注) 1 ⑦の金額が負数の場合は、⑦の金額は負数のまま記載します。

2 「G」欄の金額が負数の場合は、「G」欄の金額は負数のまま記載します。

(4) 「1株（50円）当たりの利益金額」の「直前期末以前2年間の利益金額」欄は、次により記載します。

イ 「差引利益金額」欄の⑧の金額は、評価明細書第4表の⑥の金額を記載します。

ロ 「差引利益金額」欄の⑨の金額は、評価明細書第4表の⑦の金額を記載します。

ハ 「直前期末以前1年間の1株当たりの利益金額」欄の⑩の金額は、⑧の金額を①の株式数で除した金額を記載します。ただし、納税義務者の選択により、直前期末以前2年間における利益金額を基として計算した金額（ $(⑧+⑨) \div 2$ ）を①の株式数で除した金額とすることができます。

(5) 「1株（50円）当たりの利益金額」の「H」欄は、⑩の金額と「G」欄の金額の合計額の2分の1に相当する金額を記載します。

(注) 「H」欄の金額が負数の場合は、「H」欄の金額は0と記載します。

(6) 「1株（50円）当たりの配当金額」の「直前期末以前2年間の平均配当率」欄は、次により記載します。

イ 「差引経常的な年配当金額」欄の⑪の金額は、評価明細書第4表の⑧の金額を記載します。

ロ 「差引経常的な年配当金額」欄の⑫の金額は、評価明細書第4表の⑨の金額を記載します。

ハ 「平均配当率」欄の⑬の割合は、 $(⑪+⑫) \div (⑧+⑨)$ で除した金額を記載します。

(7) 「1株（50円）当たりの配当金額」の「I」欄は、「H」欄の金額に⑬の割合を乗じた金額を記載します。

(8) 「1株（50円）当たりの純資産価額」の「直前期末の純資産価額」欄は、次により記載します。

イ 「資本金等の額」欄の⑭の金額は、評価明細書第4表の⑩の「直前期」欄の金額を記載します。

ロ 「利益積立金額」欄の⑮の金額は、評価明細書第4表の⑪の「直前期」欄の金額を記載します。

ハ 「純資産価額」欄の⑯の金額は、評価明細書第4表の⑫の「直前期」欄の金額を記載します。

(9) 「1株（50円）当たりの純資産価額」の「J」欄は、次により記載します。

イ ⑦の金額が正数又は0の場合は、⑯の金額を①の株式数で除した金額を記載します。

ロ ⑦の金額が負数の場合は、⑭の金額と⑮の金額から⑦の金額の絶対値を控除した金額の合計額を①の株式数で控除した金額を記載します。

(注) 「J」欄の金額が負数の場合は、「J」欄の金額は0と記載します。